

事業者評価委員会に係る評価基準について

「（仮称）大阪文化芸術推進事業」の実施にかかる「企画・運営等業務委託募集要項 3 契約に関する事項（3）その他」及び「企画・運営等業務委託仕様書 7 業務報告 ① 業務報告の実施（ウ）事業者評価委員会への報告」に規定する、事業者評価委員会における評価の基準について、下記のとおりとする。

■評価の基準

評価項目	評価内容・着眼点		配点
プログラムの企画・運営	理解知識等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を正しく理解したうえで、長期的な視点で事業を実施していたか ・大阪の文化芸術資源を活用した集客力の高い内容となっていたか ・国内外の観光客を大阪に呼び込む、訴求力のある工夫された内容となっていたか 	25点
	企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を達成しうる企画力（集客力・話題性、獨創性、発展性等）を有していたか 	25点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度（令和9年度）に提案された企画は実現できたか ・見込みどおりの集客はできたか 	15点
戦略的な広報計画・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外に向けた長期的な視点で広報できていたか ・あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報であったか ・広くメディアに取り上げられるような取組みを実施していたか 		15点
運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されていたか ・事業実施に必要な実行力（ノウハウ等）はあったか 		15点
合計			95点

ア 評価の基準に基づき、受注者からの提出書類及びプレゼンテーション等を踏まえ、事業実績や進捗状況を事業者評価委員会は評価を実施する。

イ 採点の結果95点満点中57点以上を「適」、56点以下「不適」とであると評価し、実行委員会はその評価結果を踏まえ、契約の継続について判断する。